

「タクシー街頭営業ハンドブック」の追加配布

令和6年2月29日(木)に刊行し、各法人タクシー事業者には3月上旬より無償で配布した「タクシー街頭営業ハンドブック」ですが、各法人事業者の皆様から「教材として購入したい」等のご依頼を多くいただいたことから、追加配布することといたしました。

前回、各法人タクシー事業者宛に、令和5年12月末現在の保有台数分を送付したところですが、今回、令和6年2月末現在の運転者証交付数分(前回送付の保有台数分を除いた数)を再び無償で配布いたします。

令和6年4月上旬を目途に順次発送いたしますので、ご活用下さい。

タクシー街頭営業 ハンドブック

公益財団法人東京タクシーセンター

接客関係

旅客自動車運送事業運輸規則第2条 (P85参照) に、「旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければならない。」と定められています。

また、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2 (P85参照) にも、「旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。」と定められています。

法令を遵守していただかないと『乱暴運転』、『迂回走行』及び『接客不良』に該当します。

【安全、確実】 = 目的地、経路等をよく確認し、安全運転でお客様を目的地までお送りすることで、回り道をしたり、途中でお客様を降車させたりすることがないようにすること。

【迅速】 = 適切な経路(最短コース)で送ること。

【公平かつ懇切】 = 申し込みの順序に従って乗車を引受け、対応は丁寧に行い、決して身なりや服装などで差別的取扱いをしないこと。



〈問合せ先〉

公益財団法人 東京タクシーセンター



指導部 苦情調査室

電話：03-3648-2588

総務部 企画広報課

電話：03-3648-9036